

令和6年度12月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年12月25日(水) 午前9時30分～午前10時15分
開催場所 所沢市役所502会議室
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について
議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について(農地中間管理機構)
議案第5号 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)に係る意見を聴取することについて

出席委員	1番 斎藤 昇	2番 二上 茂雄	3番 池之谷 昭治
	4番 岩崎 良一	5番 肥沼 一彦	6番 齊藤 喜代治
	7番 田中 宏	8番 吉田 英和	9番 北田 良孝
	10番 栗原 明夫	11番 栗原 茂	12番 平岡 豊子
	13番 鹿島 正之助	14番 肥沼 正明	15番 中 茂紀
	16番 水村 英紀	17番 新井 祥穂	

欠席委員 なし

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。栗原会長のあいさつの後、引き続き栗原会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。
本日の総会の議事録署名委員に議席番号4番 岩崎 良一委員、5番 肥沼 一彦委員を指名します。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字武野です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,093平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は堀之内です。登記、現況ともに畑です。面積は945平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

以上2件です。

議 長：申請番号1番について審議します。申請地及び受人の下富地区の耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委 員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議 長：次に、受人の営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委 員：久米地区では農地を耕作していないため、営農状況については分かりません。

議 長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委 員：（全員挙手）

議 長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可といたします。

議 長：申請番号2番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見をお願いします。

委 員：現地を確認したところ、適切に管理されております。

議 長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委 員：（挙手多数）

議 長：挙手多数と認めます。よって、申請番号2番については、許可といたします。

2 議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議 長：「議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は北野三丁目の3筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は3筆合わせて205.18平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は一般住宅です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については、申請地のうち2筆は、上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設等が2つ以上あることから第3種農地と、残りの1筆は、農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は、申請地を母から借り受け、自己用住宅を建築するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件になります。

以上1件です

議 長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第3種農地及び第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどをお願いします。

議 長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： （全員挙手）

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可相当といたします。

3 議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,775平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて4,490平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和7年1月1日から令和11年12月31日までの5年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字月見原です。現況地目は畑で、面積は930平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和7年1月1日から令和11年12月31日までの5年間です。

以上3件です。

議長：申請番号1番について審議します。本件につきましては、私が中富地区の担当ですので、意見を発表します。現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われます。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、決定いたします。

議長：申請番号2番について審議します。本件につきましては、私が中富地区の担当ですので意見を発表します。現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われます。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、決定いたします。

議 長： 申請番号３番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法附則第５条第１項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議 長： 申請番号３番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号３番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： （全員挙手）

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号３番については、決定いたします。

4 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

議長：「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島一丁目です。現況地目は畑で、面積は2,013平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年3月1日から令和13年2月28日までの6年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島一丁目です。現況地目は畑で、面積は331平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和7年3月1日から令和13年2月28日までの6年間です。

以上2件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： （全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、決定いたします。

議長： 申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いします。

議長： 申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： （全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、決定いたします。

5 議案第5号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に係る意見を聴取することについて

議長： 「議案第5号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に係る意見を聴取することについて」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第5号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に係る意見を聴取することについて」、提案理由をご説明いたします。

地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に係る意見を聴取することについて、農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定に基づく、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を定めるに当たり、市長から照会があったので、同法第19条第6項の規定により、本農業委員会の意見を聴取するため、本案を提出するものです。

議長： 議案第5号に対し質疑、意見はありますか。

委員： 地域計画上の担い手に名前の載っていない農家がいるのはなぜなのか。

事務局： 地域計画のもととなっているデータは、毎年送付している営農意向及び実態調査の中で、「10年後耕作を行う」と回答があった農家のみを集計しています。このため、未回答の農家については担い手として取り扱っていないことによるものです。

委員： 担い手が位置付けられている農地であっても、きちんと管理されている農地があるということでしょうか。

事務局： そのとおりです。

議長： 他に、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、議案第5号について、意見なしとすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員： （全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、議案第5号については、そのように決しました。

6 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項についてご報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、18件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、5件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、8件の届出がありました。

「報告事項4 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、4件の証明を交付しました。

「報告事項5 農地施行規則該当転用届について」は、2件の届出がありました。

7 その他

議 長： その他の事項について何かありますか。

事務局： 農用地利用集積等促進計画（原案）に対するご意見について、ご審議をお願いいたします。

議 長： 本件について、何かご意見はありますか。

委 員： （な し）

議 長： 「意見なし」として回答してよろしいですか。

委 員： （異議なし）

議 長： それでは、そのように取り計らいます。

事務局： 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、ご審議をお願いいたします。

議 長： 本件について、何かご意見はありますか。

委 員： （な し）

議 長： 「意見なし」として回答してよろしいですか。

委 員： （異議なし）

議 長： それでは、そのように取り計らいます。以上ですべての議事を終了します。

鹿島会長職務代理者により閉会 （午前10時15分）